

○ものづくり産業振興に関する県民条例

平成十九年三月二十日

宮城県条例第四十七号

ものづくり産業振興に関する県民条例をここに公布する。

ものづくり産業振興に関する県民条例

宮城県は、海や山の幸、さらには大地の多彩な食材に恵まれ、古くから農林水産業を中心とした経済が発展するとともに、東北の中心的な都市である仙台市を核とする、商業を中心とした経済発展の歴史を持っている。

しかしながら、近年、県内全域を俯瞰ふかんすると、主に仙台圏域以外の地域においては、人口減少や高齢化が進行し、地域の活力が衰退しているところが見受けられ、均衡のとれた地域経済の発展が求められている。

また、本県の一人当たり県民所得は、全国中位の状況が続いており、加えて、今日までの県民所得の増加は、生産性の向上よりもむしろ人口の増加を要因とする部分が大きいように見られることから、人口減少時代を迎えるに当たり、将来的に県経済が縮小する事態も懸念されるところである。

一方、わが国全体に目を向けると、ものづくり産業が拡大成長した地域においては、県民所得の水準が向上している傾向にあることから、地域の所得水準を向上させるためには、技術革新による生産性の向上を図り、ものづくり産業を発展させていくことが不可欠と言える。

さらに、ものづくり産業は雇用及び生産誘発効果が高いとともに、事業所の立地が必ずしも都市部に近接する必要がないことから、その振興により、偏りのない地域経済の活性化につなげることができる効果も見込まれる。

翻って、本県の産業構造を見ると、ものづくり産業の中心である製造業の割合が相対的に低く、製造品出荷額も伸び悩んでおり、本県にとって、ものづくり産業を振興し、人口動態、経済環境の変化に対応できる産業構造を構築し、富の創出を図ることが緊要な課題である。

このような中で本県の地域経済を支える企業は、経済のグローバル化により、内外を問わず、厳しい競争下にあり、ものづくり事業者についても、大手企業に依存した下請け的体質から脱却し、研究開発力及び技術力を備えた知識集約型の競争力ある企業へ脱皮することを目指し、関係機関と連携しながら努力を続けていくことが求められている。

本条例は、こうした考えのもと、県民の県民による県民のためのものづくり産業の振興について、県、ものづくり事業者、県民等の責務等を定めるとともに、目指すべき方向性を明らかにし、かつ、共有することにより、ものづくり事業者の質的な存続基盤の強化及び本県経済の持続的な成長を図り、もって、県民が豊かに暮らせる県土宮城を構築し、富県を達成しようとするものである。

(目的)

第一条 この条例は、本県のものづくり産業の持続的な発展を図るため、ものづくり産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ものづくり産業」とは、次の各号のいずれかに該当する業種をいう。

- 一 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
- 二 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

2 この条例において「ものづくり事業者」とは、ものづくり産業に属する事業を行う者をいう。

3 この条例において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎はん用性を有し、ものづくり産業の発展を支えるものをいう。

4 この条例において「産学官の連携」とは、ものづくり事業者、大学等(高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。以下同じ。)、独立行政法人等(独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)、産業支援機関等(一般社団法人、一般財団法人その他の団体であって、ものづくり事業者に対する支援に関する業務を行うものをいう。)、国及び地方公共団体が相互に連携することをいう。

(平二〇条例五七・一部改正)

(基本理念)

第三条 ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者がする自主的な努力を助長することを旨として推進されなければならない。

2 ものづくり産業の振興は、本県の有する高度な学術機能の集積、産業基盤、豊かな自然その他の特性を生かして、推進されなければならない。

3 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり産業に係る事業所が集積し、かつ、ものづくり産業の振興の拠点となる地域が、県内全域にわたり適正に形成されるよう配慮されなければならない。

4 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり事業者が行う一連の事業活動を通して必要な施策が一体的かつ総合的に講じられなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、ものづくり産業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、ものづくり事業者、大学等その他の関係機関との密接な連携に努めなければならない。

(ものづくり事業者等の責務)

第五条 ものづくり事業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその競争力の強化を図るよう努めるものとする。

2 ものづくり産業に関する団体は、その活動を行うに当たっては、ものづくり産業の振興に積極的に取り組むとともに、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第六条 県民は、ものづくり産業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ものづくり産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 ものづくり事業者が有するものづくり基盤技術の高度化を促進し、その経営基盤の強化を図ること。
- 二 ものづくり産業における新事業の創出を図ること。
- 三 産学官の連携の推進を図ること。
- 四 ものづくり事業者の事業環境の整備を図ること。
- 五 ものづくり産業を担う人材の育成及び定着を図ること。
- 六 ものづくり産業に関する企業の立地の促進を図ること。

(ものづくり事業者の経営基盤の強化)

第八条 県は、ものづくり事業者の製品開発力及び技術提案力の向上を図り、その競争力を高めるとともに、その経営基盤の強化を図るため、ものづくり基盤技術の高度化の促進、経営能率の向上の促進その他必要な施策を総合的に推進するものとする。

(ものづくり産業における新事業の創出)

第九条 県は、ものづくり事業者の競争力の強化に資し、かつ、将来において成長発展が期待される分野における新たな事業の創出を促進するため、必要な施策を推進するものとする。

(産学官の連携の推進等)

第十条 県は、新たな事業の創出を促進し、並びにものづくり基盤技術の高度化及びものづくり産業を担う人材の育成を図るため、産学官の連携によるものづくり基盤技術の高度化等に関する研究開発及びその成果の利用の促進、産学官の多様な交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、知的財産の活用によるものづくり事業者の競争力の強化を図るため、大学等における研究成果のものづくり事業者への移転の促進、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業環境の整備)

第十一条 県は、ものづくり産業の集積を促進し、及びものづくり事業者の自主的かつ自立的な事業活動を支援するため、産業基盤の整備、資金供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び定着)

第十二条 県は、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を図るため、大学等における研究成果を活用した事業を実施するものづくり事業者の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、大学等その他の関係者と協調して、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

3 県は、ものづくり産業を担う人材の資質の向上を図るため、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)等におけるものづくり事業者を活用した産業教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、ものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校等におけるものづくり基盤技術に関する教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(ものづくり産業に関する企業の立地の促進)

第十三条 県は、社会資本の整備の状況、土地利用の動向等から、ものづくり産業に関する企業の立地に適すると認められる区域において、その立地を促進するための有効な土地利用がなされるよう、関係市町村その他の関係機関と連携を図りつつ、必要な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、ものづくり産業に関する企業の立地に係る手続の円滑化及び迅速化を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 県は、ものづくり産業に関する企業の立地を促進するため、情報の提供、立地に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(表彰等)

第十四条 県は、新商品又は新技術の開発、経営又は生産方式の改善等に関し優れた業績を挙げたと認められる者その他のものづくり産業の振興に寄与した者に対し、表彰、新商品の需要の開拓に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第十五条 県は、市町村が実施するものづくり産業の振興に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(行政体制等の整備)

第十六条 県は、第七条の基本方針に基づく施策の推進に努めるほか、ものづくり産業の振興に向けた組織体制等行政体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第十八条 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じた施策の実施の状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

群馬県ものづくり・新産業創出基本条例をここに公布する。

平成十三年三月二十七日条例第二十七号

群馬県ものづくり・新産業創出基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本的施策（第四条—第九条）

第三章 支援体制の整備（第十条—第十四条）

附則

群馬は、「ものづくり」がその経済の基盤であり、最大の強みである。

群馬には先人の努力の賜として蓄積された強い技術力と幾代にもわたって受け継がれてきた人の持つ優れた技能がある。これらを礎として、これまで様々な産業が生まれ、県経済の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。これからも優れた技術力と人の技能の力によって群馬の産業を支える「ものづくり」を一層盛んにするとともに、情報技術の開発と活用によって産業の新展開を図り、そこから新たな産業をも生み出す強い経済力を創り出してゆかねばならない。

この地に暮らす人々とこれから生まれくる子どもたち一人ひとりが日々の生活の中に活気とやすらぎを感じ、生き生きと活躍する「元気な群馬」をつくるため、その基盤となる強い群馬の経済を社会全体で力を合わせ築いていこう。

群馬で「ものづくり」に携わるすべての事業者及び労働者の意欲的で創造的な活動を支援し、次代を担う新たな産業を創出するとともに、全力を挙げてこれらを支援する体制を整備するため、ここに群馬県ものづくり・新産業創出基本条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、群馬県の産業を支える技術、情報、人材その他の資源を活用した事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動を支援するとともに、経済環境の変化に対する適応力を高めるために必要な措置を講ずることにより、群馬県におけるものづくり産業の基盤の強化及び次代を担う新たな産業の創出を図り、もって県経済の健全な発展及び県民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「ものづくり産業」とは、製造業その他の自然の素材からものをつくり、育てる産業をいう。

2 この条例において「新産業」とは、ものづくり産業、情報サービス業その他の産業のうち、市場における新たな需要を満たし、又は新たな価値を創造するものをいう。

（基本理念）

第三条 ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策は、事業者の自立的な経営及び相互の連携による事業の運営を促進するとともに、労働者の適性及び能力に応じた労働環境の整備を図ることにより、事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動が行われるよう支援することを旨として行わなければならない。

2 事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動の支援は、事業者及び労働者の必要に応じて県の施策を統合することその他経済環境の変化に対する適応力を高めるために必要な措置を講ずることにより、行われなければならない。

3 県は、地域、産業界、大学等との協働により、多様な取組を行う個々の事業者及び労働者が連携する活力のある県経済が実現されるよう施策の推進に努めるものとする。

第二章 基本的施策

（ものづくり産業の基盤の強化）

第四条 県は、ものづくり産業の基盤の強化のため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 ものづくり産業の基盤の強化に寄与する科学技術の振興を図ること。
- 二 ものづくり産業の振興を支援する中核的施設その他試験研究機関を整備し、その機能の充実を図ることにより、ものづくり産業を支える技術に関する研究開発を促進し、技術の交流及び移転の進展を図ること。
- 三 ものづくり産業に携わる事業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、設備、技術その他の事業活動に活用される経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うこと。

（新産業の創出及び育成）

第五条 県は、新産業の創出及び育成のため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 新産業の創出のため、創業に関する情報の提供及び研修の充実並びに創業に必要な資金の円滑な供給を図ることにより、創業を促進すること。
- 二 新産業の創出の機会を確保し、その育成を図るため、事業者の行う新製品の開発又は生産、新役務の開発又は提供その他事業の経営の向上を図る革新的な取組を支援することにより、事業者の創造的な事業活動を促進すること。
- 三 新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

（人材の育成）

第六条 県は、ものづくり産業及び新産業の振興を担う人材の育成を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 ものづくり産業、新産業その他の産業を活性化する個々の労働者の能力の向上を図るため、労働者がその適性及び能力を最大限に発揮できる労働環境の整備促進を図ること。

- 二 ものづくり産業の振興を担う技術者及び技能者の確保及び育成を図り、これらの者が保有する技術及び技能の継承を図ること。
- 三 ものづくり産業を支える優れた技術者及び技能者の意欲的かつ創造的な活動を支援し、これらの者を地域全体で育成していく気運の醸成を図ること。

（地場産業の振興等）

第七条 県は、地場産業の振興を図るため、新製品の開発及び販路の開拓のための支援を行うとともに、伝統的な工芸技術の保存、継承等に努めるものとする。

- 2 県は、活力のある県経済の実現のため、ものづくり産業、新産業その他県経済を支える産業の振興を図る施策の推進に努めるものとする。

（産業集積の促進）

第八条 県は、経済的社会的条件からみて一体である地域において、同業種又は異業種の事業を自立的に行う事業者の連携を促進し、これらの事業者の集積を図るため、ものづくり産業、新産業その他県経済を支える産業の集積の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の方針及び公表）

第九条 知事は、ものづくり産業の基盤の強化及び新産業の創出その他産業の振興のため講じようとする施策に関し、その基本方針及び具体的な施策を策定し、これらを公表するものとする。

第三章 支援体制の整備

（支援措置の統合整備）

第十条 県は、この条例に定める基本的施策が事業者及び労働者に対して最も効果的になるように、事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動を支援し、及び経済環境の変化に対する適応力を高めるために必要な措置の統合整備に努めるものとする。

（資金の供給の円滑化等）

第十一条 県は、事業者に対する資金の供給の円滑化を図るため、施策の統合その他の措置による効果的な融資及び補助金制度の充実を図るとともに、信用補完事業を強化し、金融機関からの事業者への資金が確保されるよう努めるものとする。

- 2 県は、事業者の取引の適正化及び事業活動の機会の確保に努めるとともに、経営資源の確保が特に困難な事業者があることを考慮して、その経営状況により必要な支援に努めるものとする。

（地域、産業界、大学等との協働）

第十二条 県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の実施に当たっては、地域、産業界、大学等との協働により、効果的な施策の実施に努めるものとする。

（意見の反映）

第十三条 県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の適正な立案及び実施に資するため、産業界、大学等の関係者で構成する会議の設置その他事業者及び労働者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（技術及び技能の顕彰等）

第十四条 県は、ものづくり産業の振興又は新産業の創出に寄与する優れた技術又は技能を有する事業者又は労働者を顕彰し、当該技術又は技能の向上及び普及を支援する措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1** この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
（群馬県中小企業振興条例等の廃止）
- 2** 群馬県中小企業振興条例（昭和五十二年群馬県条例第二十二号）及び群馬県産業高度化促進条例（平成四年群馬県条例第十六号）は、廃止する。

平成二十年三月二十五日奈良県条例第四十五号
奈良県企業立地促進条例

奈良県企業立地促進条例をここに公布する。

(目的)

第一条 この条例は、企業立地の促進のための施策について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を講ずることにより、県経済の発展と県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業立地 営利を目的とする企業(以下「企業」という。)が工場又は研究所を県内に設置することをいう。
- 二 立地企業 企業立地をしようとし、又は企業立地をした企業をいう。

(基本理念)

第三条 企業立地の促進のための施策は、次に掲げる事項を十分に認識して行われなければならない。

- 一 企業立地の促進が、県内における雇用の機会の創出や県内企業の活性化に資するなど県経済の発展にとって重要であること。
- 二 市町村の特性に応じた企業立地の促進が、地域経済の活性化と密接に関連すること。
- 三 産業基盤はもとより、県の地理的及び経済的な特性並びに良好な自然環境、居住環境、交通環境等の魅力が、立地企業にとって企業立地の重要な条件として考慮されること。
- 四 立地企業が、将来にわたり、安定的かつ継続的に県内で企業活動を行うことが、県経済の持続的な発展にとって重要であること。
- 五 企業の特性に応じた県経済への波及効果に配慮することが重要であること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、企業立地の促進のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、国及び市町村と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有する。

- 3** 県は、基本理念にのっとり、企業立地の促進に関連する事業を行う企業その他の団体と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有する。

(企業立地の促進のための施策)

第五条 県は、企業立地の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 県内の分譲地、遊休土地、貸工場等の状況に関する情報その他企業立地に必要な情報の提供
- 二 企業立地に係る用地を円滑に確保するための制度の充実その他企業立地の促進のために必要な環境の整備
- 三 立地企業の相談に迅速かつ総合的に対応するための体制の整備その他企業立地の促進のために必要な体制の整備
- 四 立地企業の動向に係る調査、立地企業への訪問その他立地企業に対する調査活動
- 五 前各号に掲げるもののほか、企業立地の促進のために必要な施策

(補助金の交付等)

第六条 知事は、企業立地の促進のため、立地企業に対し、予算の範囲内における補助金の交付又は融資、県税の軽減等の必要な支援を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1** この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

- 2** 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成21年10月6日条例第77号

和歌山県新技術創出推進条例

和歌山県新技術創出推進条例をここに公布する。

技術は、人類の歴史と共に生まれ、人の営みにつれて絶えることなく進化を続けている。

新たな技術の創出は、それを用いる人々の利便性を向上させるのみならず、時として社会全体を変革する大きな原動力となり、人々の生活をより豊かで実り多いものにするための大いなる推進力となる。

私たちが暮らす和歌山県は、古くから進取の精神にあふれ、様々な分野において新しい技術を創意工夫により産み出し、我が国社会の発展と国民生活の向上をけん引してきた。和歌山県には、これら先人の努力のたまものである技術が蓄積され、創意工夫を尊ぶ気風が脈々と受け継がれている。私たちは、これを更に進展させるとともに、次代へと正しく引き継いでいかなければならない。

そのためには、新技術の創出に携わる者すべてが共通の目標を持ち、大局的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、県民が新技術の創出に対する理解と関心を高め、地域全体で新技術の創出を推進していく体制を構築しなければならない。

このような認識の下に、産学官の密接な連携を基盤として卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図り、活力あふれる和歌山県経済を実現するとともに、県民生活を更に向上させることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新技術の創出の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、大学等、支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、新技術の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施して新技術の創出を推進し、新技術を活用した新たな産業の振興及び既存産業の高付加価値化(以下「新産業の振興等」という。)を通じて本県経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新技術」とは、個人又は団体が発明、考案又は開発を行う事業活動に有用な新たな技術をいう。

2 この条例において「事業者」とは、個人事業者、農林水産業従事者、中小企業者、特定非営利活動法人その他の県内において事業活動を行うものをいう。

3 この条例において「大学等」とは、大学、高等専門学校その他試験研究機関(県又は事業者が設置するものを除く。)をいう。

- 4 この条例において「支援団体」とは、県内における新技術の創出を支援する法人その他の団体をいう。
- 5 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団体、国、県及び市町村をいう。

(基本理念)

第3条 新技術の創出の推進は、新産業の振興等を図る観点から、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 新技術の創出のための基盤の強化、人材の育成、研究資金の確保等により、新技術の創出を促進する良好な環境を整備すること。
- (2) 事業者及び大学等における創造性のある研究開発を支援すること。
- (3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担に基づく協働により取り組むこと。
- (4) 本県が有する地域資源その他地域の潜在力を活用すること。
- (5) 県民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行うこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、産学官の緊密な連携の下、新技術の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 県は、市町村が新技術の創出の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとする場合は、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じて事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。

(大学等の役割)

第6条 大学等は、基本理念にのっとり、科学技術に関する研究開発を推進することにより新技術を創出し、及びこれに必要な人材を育成するとともに、その成果の社会への還元を通じて地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

(支援団体の役割)

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者及び大学等の研究開発の支援並びに県民の新技術の創出に対する理解の促進を通じて本県における新技術の創出を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念に対する理解を深め、新技術の創出が本県経済の活性化及び県民生活の向上に資することを認識し、県が実施する新技術の創出の推進に関する施策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

(新技術創出推進基本計画)

第9条 知事は、新産業の振興等による本県経済の活性化を図ることを目的として、新技術の創出の推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、新技術の創出の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、新技術の創出の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(新技術の創出)

第10条 県は、新産業の振興等を図る観点から、新技術の創出のため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 新技術の創出のための基盤の強化に寄与する科学技術の振興を図る施策
- (2) 新技術の創出を支援する中核となる機関その他の機関を整備し、その機能の充実を図ることにより、新技術の創出に関する研究開発を促進する施策
- (3) 新技術を創出しようとする事業者に対し、情報の提供、技術支援、資金の円滑な供給その他の方法により研究開発を促進する施策

(人材の育成)

第11条 県は、新技術の創出を担う人材の育成を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 新技術の創出を担う研究者、技術者及び技能者(以下「研究者等」という。)の確保及び育成を通じて研究者等が保有する科学技術及び技能の継承を図る施策
- (2) 研究者等の意欲的かつ創造的な活動を支援し、研究者等を地域全体で育成していく気運の醸成を図る施策

(研究資金の確保)

第12条 県は、産学官の協働により行われる新技術の創出に関する研究開発に関し、国の競争的研究資金等を獲得するために必要な施策を積極的に講ずるとともに、当該資金等を活用した研究開発の成果が本県経済の活性化のために適切に活用されるよう必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第13条 県は、新技術の創出の推進に関する施策の適正な立案及び実施に資するため、関係者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産の創造等)

第14条 県は、本県経済の活力を維持し、その強化を促進するため、知的財産に係る関係機関と連携し、新技術に係る知的財産の創造、活用及び権利の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(優れた研究者等の顕彰)

第15条 県は、新技術の創出に寄与する優れた研究者等を顕彰し、新技術の向上及び普及を支援する措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。